

公益財団法人東京都人権啓発センター 平成 30 年度定時評議員会 議事要旨

1 開催日時

平成 30 年 6 月 13 日(水) 午前 10 時 5 分～午前 11 時 55 分

2 開催場所

東京都港区芝二丁目 5 番 6 号 芝 256 スクエアビル 2 階
公益財団法人東京都人権啓発センター 大会議室

3 評議員現在数及び定足数

評議員現在数 6 名 定足数 4 名

4 出席評議員数及び氏名

出席評議員数 5 名

氏名 秋山正明、江上千恵子、川元祥一、後藤千恵、舩本直文

5 出席理事数及び氏名

出席理事数 2 名

氏名 石川俊一、村岡教昭

6 出席監事数及び氏名

出席監事数 1 名

氏名 永田元

7 議案説明者

事務局長 西浜敦彦

8 議案及び報告事項

(1) 審議事項

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告及び決算の承認について

第 2 号議案 人権啓発行事実施資金の積立(案)について

第 3 号議案 基本財産の運用方針(案)について

第 4 号議案 理事の選定について

第 5 号議案 監事の選定について

(2) 報告事項

(3) その他

9 議事の経過の要領及びその結果

定刻に至り、西浜敦彦事務局長が開会を宣言した。

事務局長より、評議員 6 名の過半数が出席しており、定款第 20 条第 1 項の規定に基づき、評議員会の議案に対する決議は成立する旨を告げた。

続いて、石川俊一理事長から挨拶があった。

事務局長から、定款第 19 条の規定に基づき、議長は評議員の互選による旨の説明がなされ、議長選出を諮ったところ、江上評議員が全員の同意を得て、議長に選出された。

議長が議事録署名人の選出について諮ったところ、議長に一任され、議長は、舛本評議員と秋山評議員を指名した。

(1) 審議事項

第 1 号議案 平成 29 年度事業報告及び決算の承認について

事務局長より、平成 29 年度事業実績及び決算の内容について、資料に基づいて説明がなされ、永田監事より、監査結果が適正である旨の報告がなされた。

評議員より、特定相談における行政当局へのフィードバックの仕方、決算額の増減理由、財産の保有状況、流動負債の内容についての質問があり、事務局長から、相談内容に関して東京都と共有し、連携している旨、委託料が増加している理由、運転資金を普通預金で保有している理由、未払金の内訳についてそれぞれ回答した。

評議員より、一般相談と特定相談における相談数の違いの理由についての質問があり、理事長、専務理事、事務局長からそれぞれの相談の意義や役割などについて回答した。

評議員から子供人権教室の今後の P R 方法、常設展示の来館者状況についての質問があり、理事長、専務理事、事務局長から、子供人権教室については、チラシの配布範囲の見直し等を検討すること、来館者は大幅に増加していること、子供では小学生、中学生が多い旨、それぞれ回答した。

評議員より、講座の内容について、講師も著名であり、内容的にも充実したものであり、より広く、ホームページで全文書き起こす等して伝えていくことが望ましいとの意見があり、理事長から、今のところいろいろな問題がクリアしきれていないが、少しでも実現できるよう目指していく旨、回答があった。

審議の結果、全会一致で、原案のとおり承認された。

第2号議案 人権啓発行事実施資金の積立（案）について

事務局長より、公益目的事業会計の剰余金解消についての制度、現状及び今後、新たに人権啓発行事を実施するための積立を行う旨の説明がなされた。

審議の結果、全会一致で、原案のとおり承認された。

第3号議案 基本財産の運用方針（案）について

事務局長より、基本財産の運用に関して、現在保有している商品、現在の金利状況、今後の運用の方針等について説明がなされた。

審議の結果、全会一致で、原案のとおり承認された。

第4号議案 理事の選定について

事務局長より、理事の選定について説明がなされた。

評議員より、専務理事の再任の意味についての質問があり、事務局長から、3月の評議員会において選任されたため、今回再任となっている旨、回答した。

理事一人ひとりについて選任を諮り、全会一致で、原案のとおり承認された。

第5号議案 監事の選定について

事務局長から、監事の選定について説明がなされた。

幹事一人ひとりについて選任を諮り、全会一致で、原案のとおり承認された。

（2）報告事項

事務局長から東京都監理団体の経営改革プランの公表について、理事会と評議員会の議事要旨公開について検討していることについて報告がなされ、また、陪席した東京都人権部から「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念実現のための条例（仮称）」の概要について説明がなされた。

評議員より、条例のヘイトスピーチに関する拡散防止措置の実効性について質問があり、人権部が質問の内容については、担当者に伝える旨、回答があった。

評議員より、条例の名称と、基本計画の対象等について質問があり、人権部から、条例の名称は仮称であること、基本計画はLGBTに限るものになるであろう旨の回答があった。

評議員より、条例の公布日についての質問があり、人権部より、今後のスケジュールについての回答があった。

10 次回開催日程について

次回評議員会は、11 月 19 日の午前 10 時から開催する予定とした。